

【「甲府市民健康ガイド」作成業務】

優先交渉権者の選考方法（別紙１）

令和７年６月

甲府市

「甲府市民健康ガイド」作成業務 優先交渉権者の選考方法（別紙１）

1. 優先交渉権者の選考方法および採点について

1.1 優先交渉権者の選考方法

（１）優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考については、技術点を指標とする。

技術点：「提案書記載項目及び提案評価項目（別紙２）」に基づき提案内容を評価し、
後述の「2.1 技術点の採点方法」に定める採点方法により算出した点数。

次の前提条件を満たし、技術点が最も高い者を優先交渉権者として決定する。

【前提条件】

履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。

- （２）技術点の最高得点が２者以上の同点であった場合は、提案価格の低い者を優先交渉者とし、提案価格も同額であった場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

1.2 評価点

各項目の評価の点数については、０～５点の６段階で評価する。

2. 技術点の採点方法について

2.1 技術点の採点方法

「提案書記載項目及び提案評価項目」（別紙２）に記載した提案書記載項目ごとに、提案を求める内容により、提案内容の評価を行う。

なお、各項目の採点にあたっては、【表１ 企画提案書評価の判断基準】に基づき、０点から５点の６段階による評価を行い、必要に応じて評価者の合議（注１）を行った上で、各項目の評価点を決定後、【技術点の算出方法】の計算式により技術点を算出する。

（注１ 評価のばらつきを補正するため、合議を行う）

【表１ 企画提案書評価の判断基準】

評価点	判断基準
０点	指定した記述項目が網羅されていない、 又は網羅されていても不適切な記述内容である。
１点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
２点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
３点	平均的な内容である。
４点	創意・工夫がある。
５点	創意・工夫があり、特に優れた内容である。

【技術点の算出方法】

「技術点」＝下記計算により、項目ごとに算出した点数の合計

・（評価点 / 5点）× 各評価項目の配点

※技術点の満点は115点とする。

以上